



平成 24 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 筑 邦 銀 行  
代 表 者 取締役頭取 佐 藤 清 一 郎  
本 社 所 在 地 久留米市諏訪野町 2456 番地の 1  
(コード番号 8 3 9 8 福証)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 石井 智幸  
(TEL 0942 - 32 - 5353)

### 平成 25 年 3 月期第 2 四半期 有価証券評価損に関するお知らせ

「その他有価証券」に区分される保有有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復があると認められないものについて、平成 25 年 3 月期第 2 四半期において減損処理による有価証券評価損を計上する必要が生じたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 平成 25 年 3 月期第 2 四半期における有価証券評価損

	単体	連結
(A) 平成 25 年 3 月期第 2 四半期会計期間(平成 24 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで)の有価証券評価損の総額 (=イ - ロ)	283 百万円	283 百万円
(イ)平成 25 年 3 月期第 2 四半期累計期間(平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで)の有価証券評価損の総額	283 百万円	283 百万円
(ロ)平成 25 年 3 月期第 1 四半期累計期間(平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで)の有価証券評価損の総額	- 百万円	- 百万円

- 注 1 四半期における時価のある株式等の評価方法は、洗替え方式を採用しております。  
2 当行の決算期末は、3 月 31 日です。  
3 有価証券の減損処理基準  
期末日(四半期末を含む。)の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上 50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。  
4 上記の平成 25 年 3 月期第 2 四半期会計期間の評価損の内訳は、株式 19 百万円、社債 98 百万円、その他の証券 165 百万円であります。

#### 2. 今後の見通し

四半期における時価のある株式等の減損処理につきましては、洗替え法を採用しているため、決算期末の時価等により有価証券評価損の計上額が変動する場合があります。

本件による平成 25 年 3 月期第 2 四半期累計期間の業績予想(平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日)に修正はありません。

以 上

本件に関するご照会は下記までお願いいたします。

筑邦銀行 総合企画部  
電話 0942 - 32 - 5353